



三好市まちづくり基本条例を紹介します

平成 24 年 10 月 1 日から三好市まちづくり基本条例が施行されます。
まちづくり基本条例は、前文から第 7 章までで構成されていますが、
今回は「前文」「第 1 章総則」についてご紹介したいと思います。

まちづくり基本条例前文

わたしたちのまち三好市は、平成 18 年 3 月三野町・井川町・池田町・山城町・西祖谷山村・東祖谷山村が合併し誕生しました。三好市は、吉野川を懐に抱き、四国山地、阿讃山脈に囲まれ、四国一広大な面積を有し、四国の中央に位置しています。また、古(いにしえ)から交通の要衝であり、県西部の社会、経済、文化、観光の中心として発展してきました。

わたしたちのまちには、西日本第二の高峰剣山、祖谷溪、大歩危峡、黒沢湿原、腕山、龍頭・金剛の滝など豊かな自然、平家落人伝説、落合集落、祖谷のかずら橋、うだつの町並みなど先人から受け継いだ歴史的文化遺産や美しい景観があります。

わたしたちは、これらを誇りとして、未来を担う子どもたちへと引継ぎ「ここに住んでよかった」、訪れた人が「また来たい」「ここに住みたい」と思える「自然が生き生き・人が輝く交流のまち」の実現を目指します。

ここにわたしたちは「市民役のまちづくり」を目指して、市民・議会・市長等が、それぞれの役割と責務を認識し、一人ひとりが互いに力を合わせ、自らの創意工夫により住みよい活力のあるまちづくりを進めるために、この条例を制定します。

Q「前文」って何？

A 三好市まちづくり基本条例には、他の条例と違い「前文」が備えられていることが特徴として挙げられます。

「前文」とは、その条例の制定趣旨や基本原則などを記す前書きです。

三好市まちづくり基本条例の「前文」は市民委員の手によって起草され、豊かな自然・歴史の遺産や美しい景観を守り、次代に継承していくべきことや、

みんなが力を合わせて安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていく決意がつけられたものとなっていて、市民憲章的な意味合いも持っています。

Q「まちづくり」よく耳にするけれど・・・

A ここでいう「まちづくり」とは、市民が安全で安心して暮らせる生活環境を守り、よりいつそう住みよいまちにするための様々な活動のことをい

い、「市民参加」、「協働」、「共助（市民同士の助け合い）」という 3 つの柱を定めてまちづくりに取り組むことです。

■「市民参加」とは市の政策形成や意思決定に市民が参加することを意味します。

■「協働」とは市民と市が協力・連携してまちづくりに取り組むことです。

■「共助」とは、市民同士の助け合いを意味しています。

Q「まちづくり基本条例」はどういった目的を持っているの？

A まちづくりの基本的な考え方と基本的な決めごと、市民、議会、市長等の役割・責任・義務を明らかにし「誰が為政者となっても狂わないルール」を定めておくことがこの条例の目的です。
本来条例には、上位、下位の区別はありませんが、まちづくり基本条例は市の基本となる条例として、他の条例は最大限この条例を尊重しなければならぬと位置づけています。

来月号では「第 2 章 市民」について紹介していきたいと思

お問い合わせ先

三好市 企画調整課

電話 72-7607・ファックス 72-7202
kikakuchousei@city.tokushima-miyoshi.lg.jp



詳しい内容は、三好市ホームページで公開中です。
ぜひご覧ください。

◀ QR コードからアクセスできます